

専修大学経済学部望月ゼミナール

「現代日本経済の現状とその打開策」

第1章 財市場

5

第1節 財市場の現状

1970年代はじめに「高度成長期」を終えた日本経済は、70年代から80年代に掛けて2度の石油ショックと円高ショックを経験する中で5%前後の経済成長を達成した。しかし、日本経済の成長神話は1990年代初頭のバブル崩壊とともに消え去り、その後の日本経済は「失われた10年」といわれるような不況（平成不況）に陥った。

現在、小泉首相を筆頭として、過去に経済活動が生み出した問題の清算ともいえる財政構造改革が盛んに叫ばれているが、抜本的でかつ具体的に始動しているとは言い難い。少子高齢化社会の到来とともに要求される新しい社会保障制度や、日本が抱える多額の国債に関して一刻も早い対策をとり行うためにも現状を見つめなおし、原因追求と共に解決策に乗り出していくことが急がれる。そこで、財市場部門では政府責任的要素を念頭に置き、日本経済のマクロの安定性とミクロの安定性を強化するための方策を考えていく。マクロ安定性に関しては財政政策を中心に、ミクロの安定性においては社会政策（社会保障政策・社会福祉政策）での拡充の必要性に重点をおく。

第2節 税政策

最初に、政府が様々な公的活動を行っていくために必要な資金として徴収される税金に関してだが、日本では戦後まもなくの税制改革により直接税（所得税・法人税・住民税・事業税）を主体とする税体系が構築され、その後も維持され続けている。しかし日本の場合、同じ直接税を支払うにしても職種によって負担額におおきな差があるとして負担の不公平さがしばしば批判される。というのは、サラリーマンなどは源泉徴収で税金の徴収にごまかしが効かないようになっているのに対し、農家や自営業者は申告して納税するため、実際の所得金額が把握しにくく収める金額はサラリーマンの4割から6割という現状を生み出している。

そこで、確実に納税が期待できる間接税として消費税が導入されて以来、日本は諸外国に比較して直接税割合の高い国として知られてきたが、近年「直間比率」の見直しが検討

され、消費税を中心に間接税比率の引き上げ傾向が伺える。これは、全般的に課税することで偏りのない安定した税収が見込まれるため、これから高齢化社会や促進する情報化社会への対応を進めていく中で、財政需要が増大していく社会では、間接税の法がふさわしいと考えられるからである。

- 5 しかし現状として、わが国の国民負担率（所得に対する税や保険料の割合）は 2000 年度予算で 37%となっており、諸外国（c.f. ドイツ 55%、フランス 60%、スウェーデン 70%）に比べて低水準である。公的サービスと税負担率の差が大きな財政赤字を生んでいる。また、農業従業者や GDP に対する農業の比率も減少しつつづけているにも関わらず、農業関係の予算配分は従前どおり。さらには相変わらず狐や狸しか通らないような道路を作り続けるなどの無駄な公共投資を行っている始末である。このような歪んだ公的事業の削減や、産業構造や国家構成員の構造変化に対応する諸制度の見直しが行われない中では、消費税率をいくら引き上げたところで財政赤字の解消は夢のまた夢である。
- 10

- 税金の確保が深刻に困難になる前に、政府は社会構造の変化に対応した税制度の確立を行い、将来における安心確保のための痛みなのだと国民に広く理解してもらう努力無しには税率や社会保障負担の引き上げが困難である事を考えなければならない。そのために日本行政に求められているのはどの事業においても合理性・公平性・透明性を網羅したうえでの信頼がおける制度改革なのである。
- 15

第3節 国債問題

- 20 次に、国債残高の累積について考える。まず国債費に関してだが、これまで発行した国債の利払い費に当てるもとしてこれだけで国家予算のおよそ 2 割がなくなってしまっている。国が時代の変化や景気の動向に適切に対応したいと思っても、全体予算の約 2 割が初めから何の生産性もないものに消えている。内国債である限り、将来の償還時点で増税していてもその分を償還金で国民に返すのであるから国民全体では負担ではないという意見もあるが、増税を負担する個人と償還を受け取る個人が異なると所得分配に影響を与える。そもそも増税自体も反対が多いだろうが、財政の硬直化を解消していくためには経済成長を促進するか、あるいは徹底的な財政改革を行って財政赤字からの脱却を図るしかないと思われる。2000 年 3 月の時点で国が抱える赤字は 600 兆円を超えている（地方分も含む）。日本は今後、600 兆円以上の借金とその利子を返していかなければならないの
- 25
- 30 だ。

この 600 兆円を超える借金を生み出し、日本の赤字を増加させている大きな理由として 不景気の影響から税収が減ってしまっていること、 国が使用する財の増加（歳入が減少し、歳出が増える）が考えられる。歳出増加の主な原因は「高齢化」が進むなかで年金や医療費（給付金）などの社会保障関連に費やす予算が増えていることや、不景気が長期化する中で景気対策として減税や公共事業を行う資金が必要だったことが考えられる。

しかし、景気回復対策としてとられた「減税」は国民の将来不安が強すぎるために減税によってわずかの収入が増えたとしても大半の人々は貯蓄にまわし需要には結びつかなかった。また、「公共事業」においては経済成長率を上げる有効な手段ではあるのだが採算の全く合わない航空や港に資金を費やした結果、無駄遣いに終わったしまった景気対策が数多く存在する。結局これらの対策の失敗を赤字国債の発行によって穴埋めしなければならなくなったのだ。本来ならば政府は先見性をもって、将来にわたって経済効果が十分に見込める情報・通信インフラや少子高齢化対策として介護施設の充実など医療・福祉に関するインフラ整備の促進を行うべきであったのだと考えられる。

15 第4節 社会保障制度

最後に社会保障面に関して年金制度・制度体系を中心に今後これらがどうあるべきなのかについてである。まず年金制度についてだが、予想を越えて進む少子高齢化の流れの中では今までのやり方の延長ではたして公的年金制度を維持することが可能であるのか、あるいは、世代間の公平性をいかに図ることができるのか、ということはきわめて本質的な問いかけである。日本の公的年金は本来、自分たちの世代の老後給付を考えた「積立方式」がとられていたが、保険料率の引き上げと給付の見直しの遅れから現役世代の老後を支える「賦課方式」に変質しつつある。産業構造と職業構造の変動や人口構成の変動にともなう個々の保険者ごとの現役加入者数が減少しても、「積立方式」の原理が厳密に守られれば、退職者に対する年金の財源は確保される。しかし、すでに退職している人間の生活を支える給付の財源を現在の世代の人間が拠出する保険料でまかなう「賦課方式」に移行した場合、就業者数が減少する分野では、退職者の老後を支えるだけの保険料を集めることが不可能になってしまう。年金制度が分断され保険者が分立しているため、「積立方式」から「賦課方式」への実質的移行は、保険者間の財政事情の不平等を拡大させ一部の年金制度の破産を表面化させる。だからといって年金制度の問題は、迅速な解決が許されるものではない。長い年月を経て受給権を得た人々や、制度を信頼して負担を続けてきた人々

に対する考慮が必要なのはもちろんのこと、制度改革の真の成果が判明するのも、長い年月を経た後のことであることを忘れてはならない。改革は慎重に、洞察力を研ぎ澄まして進めていく必要がある。

次に介護保険等の社会保険に関してだが、地域によって社会福祉事業の状況に差異があり、人口構成にも差異があるため介護保険料の水準にも大きな格差が生ずる。さらに政府は国庫（中央政府の財政）の負担の追加も約束しており、負担と受益の不均衡が無原則に拡大することも考えられる。財源は全国的制度（ナショナル・システム）によって調達し、サービス供給については大胆な分権性を追及するのが良い解決方法のひとつとなるように思う。また、20世紀後半から人々の働き方やライフサイクルに大きな変化が現れ始めている。労働生産性が高まり、就学年数や退職後の生存年数など生涯に占める非就労時間が長くなりその時期の生活を支える私的・公的な仕組みが重要性を増してきている。皆保険体制は基幹的な被用者層によって支えられてきたが、今後は多様な就労形態に柔軟に対応できる皆保険体制が求められる。どのような就労形態・所得であれ、支払能力に応じて個人で継続加入できる社会保険が必要になっている。その場合、保険料は、各人が属する個別の保険の給付財源という性格から、長期にわたる非就労期間の生活と医療と福祉の費用をまかなう、社会連帯の目的税としての性格が強まり、全制度にまたがる財政の一元化が必要になる。さらに生活の危機管理に関しても、社会保障の実態が主たる稼ぎ手である夫の保険料に大きく依存する構造のままであるため、誰もが働ける時代に向けて、保険料の賦課方式、所得税制度、子育て支援の体制を整備していくことが求められる。

20

日本の現状として早期解決に取り組まれるべき課題が山積みであるが、何においても国民の信頼を回復し将来に対する安心の提供が急がれなくてはならない。国民不安の増幅を抑止し、さらに社会の再生産力の低下を抑止するためには負担の水準と方法についての国民の合意を形成しなおし、セーフティーネットとしても活躍するであろう社会保障制度と社会福祉事業の信頼性を高めることが不可欠である。

25

第2章 金融市場

～不良債権処理のために～

30 第1節 バブル崩壊後の金融の流れ

1989年末、日経平均株価は38,915円を記録し、バブル経済は最後の徒花を咲かせていた。(図1参照)しかし、先の金利引上げと翌1990年の「土地基本法」の制定、さらには不動産融資に対する「総量規制」という旧大蔵省の行政指導があいまって、ほどなくバブル経済は崩壊し、地価・株価の暴落、企業収益の悪化による貸付先の破綻、

5 金利支払いの滞りという事態が発生した。金融機関は債権回収として担保を押さえるが、不動産担保価値も急落したことから、多額の回収不能債権が発生することになった。その後、日本経済は長期低迷に突入し、1998年にはついにマイナス成長を記録した。このバブル経済の崩壊は日本経済に不良債権(図2参照)という大きな傷跡だけを残す結果となった。

10 それぞれの銀行はバブルの後遺症の象徴である不良債権の処理に負われ、BIS規制の自己資本比率8パーセントを保つのに躍起になる。しかも昨今のデフレによる株価下落、地価下落によって不良債権は一向に減少の動きを見せない。そのため、融資は従来のように企業にするよりも安全な国債などの資産に向かうことになる。つまり中小企業を中心に資金の提供が受けられない「貸し渋り」が生じることになる。これを受けて銀行からの融資

15 を受けられない企業は、社債の発行額の増加などにより、対処している。(図3参照)企業収益の悪化は、間違いなく家計にも悪影響を及ぼし、それによる将来に対する不安消費減退、貯蓄 物価下落 企業収益悪化と、とどまる事のないデフレスパイラルとして日本経済を蝕む。貸し渋り解消のために99年には大手15行に対して、約7兆5000億円もの公的資金を注入したにも関わらず、金融不安は再発しとうとう1万円を

20 切るまでの水準に下がってしまった日経平均株価。さらには格付けなどを通して国際的な信用も失墜し、世界からも冷たい視線を注がれている。それに加えて、アメリカ経済の急減速も日本経済に多大な影響を与えている。

第2節 金融政策と不良債権問題

25 こうした状況の中、日本銀行は立て続けに金融緩和策をとり、ついに今年3月、デフレ回避と景気の下支えを目指して量的緩和に踏み切った。この量的緩和策を具体的に言うと日銀当座預金残高を5兆円程度とし、必要な場合は長期国債の買い取りオペを増やすというものである。だが、この量的緩和は、ハイパワードマネーは確かに増大するが、必ずしもマネーサプライの増加にはつながらない。さらに金融政策の操作目標をオーバーナイト

30 金利から日銀当座預金に変更するという実質的なゼロ金利政策への復帰を果たした。加え

て、インフレ率が前年比で安定的にゼロ以上になるまで、実質的なゼロ金利政策を続けることを宣言した。だが、こうした日銀の大胆な金融政策にもかかわらず、デフレ圧力の吸収効果はかなり限られる。そもそも、不良債権問題が金融政策の高価を阻害しているため、いくら金利を低くしても効果が生じないのである。もともと、日本では金融政策の波及経路は「金利コスト」ではなく、「銀行の貸し出し」に頼ってきた。つまり、企業の設備投資は金利ではなく、銀行の貸し出しによって大きく規定されてきたのである。しかし、その最も重要な「銀行貸しだし」が機能不全に陥り、金融緩和の効果が大きく損なわれてきたのである。不良債権が金融政策を機能不全にするメカニズムについては、大きく2つ挙げられる。まず1つ目は、不良債権が銀行部門の自己資本比率を低下させ、リスクに対応する能力を低下させるため、いくら金融が緩和されても銀行貸し出しは拡大せず、設備投資を刺激しないというものである。2つ目は、金融機関は不良債権の顕在化や取引企業の破綻を回避するため、金融緩和が実施されても、問題企業に資金供給をし続け、成長の期待できる産業や企業へ資金が回らず、経済成長を抑制してきたというものだ。98年度末の公的資金注入の結末がその前例に当たる。つまり、不良債権の存在が金融政策の効果をことごとく妨害してきたと言える。金融政策の効果を発揮するには、何よりも早急に、不良債権問題を抜本的に解決する必要がある。では、不良債権の抜本的解決のために公的資金の再注入は本当に必要なのだろうか。

第3節 不良債権の直接処理とその問題点

我々は、経営不振企業の整理をしやすくなり、構造改革を促進させるためにも公的資金の再注入は不可欠であると考える。金融庁は幾度となく公的資金の再注入は不必要だと言いつづけてきた。しかし金融庁の特別検査によって破綻懸念先が増加し、これらに対する貸倒引当金を大幅に積み増すと大手行の不良債権処理負担が大きくなり、資本不足に陥るのが懸念される。それにより金融システム不安に拍車をかける危険因子まで発生する。これらを解消するためにも公的資金による資本再注入は断行すべきである。ただし、過去の失敗を繰り返さないためにも、借り手企業の整理など条件を提示すべきである。

国際業務を行ううえで最低基準である自己資本比率8パーセントを割った場合は、たとえ国内基準行でも、公的資金再注入が必要となるだろう。今年度から全銀行に対して導入された時価会計によって株の含み損の60パーセントは直接自己資本から差し引かれる。

もし、今のまま株価下落が続けば自己資本は大きく減少し、必然的にそれに伴う不良債権処理能力も低下する。先にも記述したように特別検査により、不良債権の格付けは厳格化し、「破綻懸念先」の企業は増加する。

一旦、破綻懸念先になれば最終処理の道筋は3つしかない。「債権放棄」か、「法的整理」

5 か、あるいは整理回収機構（以後 RCC）に債権売却するかである。

問題企業にしてみれば、最も望ましいのは当然「債権放棄」だが、このほど発表された債権放棄ガイドラインは、経営者の退陣を要求するなど、ある意味法的整理よりも厳しい。このガイドラインが厳密に適用される限り、債権放棄は考えにくい。

10 常識的に考えれば、清算を含む法的整理である。しかし法的整理に踏み切れば、マイクル倒産でわかるように、企業間信用の収縮が徐々に広がる。

となれば、現状でもっとも有効なのは RCC だが肝心のスキームが確立し切れてないのが問題である。たとえば債権買い取り価格である。当初、提示した「簿価買い取り案」は不良債権を簿価で買うことは買い取り先の銀行に公的資金による援助をしているようなものである。さらに2次損失の発生回避と銀行からの買い取り価格の引き上げは矛盾する恐れがある。RCC は、公的資金で買い取った不良債権を処理する際に損失が生じれば、その尻拭いは国民負担で賄われる可能性が高いため、買い取り価格を低めに設定している。しかし、銀行が債権を売却しやすくするためには買い取り価格を引き上げなければならない。担保不動産の売却などで単純に債権を回収するだけでは、2次損失が発生する可能性

15

20

25

30

が出てくる。RCC は企業再建業務などを強化することで、債権回収益の増加を目指さなくてはならない。現在では時価買い取りになる公算が大きい。他には買い取った債権の処理期限の設定など、RCC による債権買い取りで検討すべき課題は山積みである。日銀による RCC の機能強化に向けた資金協力も検討課題である。

25 デフレを回避し、経済成長を高めるためには、安定した量的緩和を実施する一方で、銀行の不良債権の最終処理（直接償却）に全力をあげ、信用創造機能を復活させる必要がある。借り入れサイドについても、将来性のない企業は法的整理などの対象とし、過剰債務の状態を早期に払拭する必要がある。そして前向きな資金需要を速やかに呼びもどすことが不可欠である。同時に、環境整備の一環として、貸し出し債権の売買市場の拡大や赤字

30

決算の容認、厳格な条件付きの公的資金再注入などを検討すべきである。特別検査の断行

によって、経営再生の見込みのない企業は市場から追い出し、RCC は債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者に対して積極的に再生を促す。また日銀は、特別検査によって、より多くの「破綻懸念先」の債権を抱え込んでしまった銀行には、柔軟かつ積極的に公的資金投入を行うべきである。また、前向きな雇用対策や連鎖倒産を防止するセーフティーネットを構築することが必要である。

第3章 労働市場

第1節 日本の労働市場の現状

10 現在の日本の労働市場を考える上で代表的な指標として完全失業率がある。バブル崩壊以降上昇トレンドが続いており、つい先日発表となった2001年7月の完全失業率は5.0%と過去最悪を記録した。ではこの失業率の推移をGDPの推移と関連付けて考察してみる。GDPの推移を見てみると、1997年を契機に減少しつづけている。これには様々な要因が考えられるが、その一つとしてデフレがある。デフレの進行により経済規模が縮小すると共に、コスト削減のため国内製造業がアジアを中心に海外へ生産拠点を移した為に国内産業の空洞化が進むことになった。この影響によって国内の雇用が減少し、失業率が上昇したと考えられる。GDPの減少によって発生した失業率の上昇は国民の将来不安をあり、それが民間消費の更なる減退を招くという悪循環に陥っている。こうしたいわゆるデフレスパイラルを回避するためには、セーフティーネットを含めた雇用の安定化政策を行う必要がある。

第2節 雇用安定への具体策

雇用の安定化政策として第一に、企業側は安易にリストラに走る現状を改めなければならない。雇用流動化政策として解雇しやすい環境を整える前に、現状に至った経営者の責任を明確にし、場合によっては責任をとらせることが必要である。さらに、ワークシェアリングを含め、無駄な経費削減や賃金上昇率を抑えるなど解雇以外の手段を尽くした上で最終的な解雇が求められる。その点については、解雇規正法の施行が考えられる。労働市場の現状としてリストラの社会現象化ともいえるような状態が蔓延しており、これを抑制することがその目的となる。解雇については、労働基準法・過去の判例などにより現状でも規定することは可能である。しかし、現状でははっきりとしたものが無く、雇用者側

による解雇権の乱用を防止することはできずにいる。そこで労働基準穂の補完的役割として、解雇条件を具体的に規定し手続き面なども含めた包括的な解雇規正法の施行が考えられる。具体例として、ドイツの「解雇制限法」のように勤続年数の長さに応じて解雇要件を厳しくするなどがある。しかし、ただ単に解雇制限をかけたのでは被雇用者側には有利

5 であっても、雇用者側にとってみればモラルハザード・社会的リスクなどが懸念される。そこでドイツの解雇制限法にも見られるように社会情勢の変化に対する予防的措置や解雇回避努力要件の緩和などが必要である。

第二に、セーフティーネットとなる社会保障制度を充実させなければならない。社会保障制度には失業対策などが考えられる。失業対策としては、まず失業保険の給付期間の延長が必要である。その上で、職業訓練を有効なものにするためには、資格制度を整備し、企業の雇用慣習や仕事区分との互換性を持たせるといった体系的変更をしなければならない。

10

第三に、新しい雇用の受け皿をつくらなければならない。そのため新興産業、特に IT・ナノテクノロジー・バイオ関連企業などに対しての優遇税制や規制緩和が考えられる。しかしそれだけではなく、高齢社会の進行を見据えた介護や医療などの福祉面や省エネ技術促進といった環境面など、社会のインフラ整備に向けた労働市場拡大も必要である。新興産業を積極的に起こせる環境を作ることで、失敗してもやり直せる社会にしていくべきだ。

15

ベンチャー企業は一般に雇用創出といった側面から見れば効果は薄いと言われる。確かにベンチャーの成功率は低く生まれたほとんどは市場からの退場を余儀なくされる。しかし、市場から見れば雇用の流動化と同様、企業も代謝が必要なのであって、そんな中で市場は常に活性化を続けるのではないだろうか。また、労働市場の需給のバランスを調整することも必要である。これは平成 12 年度の経済白書をもても明らかではあるが UV 曲線、均衡失業率を表すグラフが示すとおり、増加のトレンドが見られる。このグラフから読み取れるのは、国内労働市場の雇用者・被雇用者間の求めるものの差異による構造的な失業は日本経済がこの数年の間、内包してきた根深い問題だといえる。 ケースごとに見ても、全産業平均では人員過剰となっているが運輸・通信業や金融・保険業では人員不足感が強く、職種別では専門・技術、販売、サービスなどでは人員不足感が強いのに対し、管理、

20

事務、技能工などの過剰感は強まってきている。従って、新たな雇用創出と共に現在の労働

25

30

働市場の中でも雇用のミスマッチ解消のため過剰部門から不足部門へと労働者をシフトさせなければならない。ミスマッチ解消に向けて、職業紹介システムの充実、雇用のノーマライゼーションへの支援が考えられる。まず、職業紹介システムの充実、完全とはいわないまでも摩擦的失業の改善を目的としている。一般的な失業の分類として需要的失業・構造的失業・摩擦的失業という3つがあがる。そして、求職者は企業の求人情報を全て完全に把握しているわけではなく、また企業側も全ての求職者の能力を把握しているわけではない。よって求職者や企業は自分の求める対象を探すのに時間を要してしまう。この結果、生じる失業を摩擦的失業という。そして労働者の種類の性質上、個々の能力評価は、ブルーカラーが比較的定型的（技術職であるが故に、職種・職能である程度判断が容易）であるのに対して、ホワイトカラーは本質的に不定形な側面があるので、その能力を適切に評価し適材適所を実現するだけの十分な情報を求職・求人双方が得られる環境インフラ整備が必要となるのだ。そして、雇用のノーマライゼーションへの支援だが、少子高齢化・女性の社会進出が進んでいく日本にとって、雇用のノーマライゼーション化が進んでいくことも重要となる。ここでいう雇用のノーマライゼーションとは、即ち企業の雇用の構成が労働市場全体のそれと大きく乖離することを防ぐことで労働市場自体の機能に正常化をもたらすべきである。我々は失業に対する基本的なスタンスとして、問題の本質は失業を現状にとどめることに専念するのではなく、たとえ失業したとしてもいかにその期間を短くして再就職を増やすかにかかっているということを忘れてはならない。労働市場の流動化を進める策として職業訓練の促進や、解雇されてから再就職までの当面の生活を保障するために社会保障制度を用いることになる。

第四に、世界一の高コスト国である日本の国際競争力のあり方について考えなければならない。為替レートといった世界価格体系の変化によって、日本人の名目所得は世界一である。企業にとっては高い賃金が経営状態を悪化させ、さらには国際競争力を奪うことにもなる。競争力のある産業や企業ほど海外に流出し、良好な雇用機会も失われてしまう。これが産業の空洞化である。ここで問題なのは、賃金がただ高いということではなく、高い賃金に見合った仕事がないかどうかなのである。人材が最適に生かされているのかを考えてみると、右肩上がりの高度成長期の体質が今でも色濃く残っている。よって、労働市場の潜在的な体質を改めなければならない。

労働市場の体質改善策として、まず高賃金に見合った働き方の再設計が必要である。企

業では、有能な若い社員が若手だからという理由で単純労働をやらされている場合がある。これは個人レベルではまったく責任感がないのだが、経営者にとっては多大な損失となっている。人材を最大限生かすためには、サポート要員の十分な活用や情報技術の利用などによって効率化を追求しなければならない。

- 5 次は、従来までの強制と管理の体制から提案と支援の態勢への変革である。才能のある若い人々の能力を引き出すには、管理と強制はまったく通用しない。むしろ、日常から大きな責任を与えることで自主性を生むとともに、それを支援していける体制が望ましい。

- 次に、得点法による人事評価が必要である。大組織では、個人の功績を測ることが難しいために減点法による評価が行われがちである。減点法の下では、皆が失敗を恐れて突出を避け、消極的になり、保守的になり、周囲に気を配るばかりになる。このような状態では独創性が失われてしまう。目標や責任の所在が明確であれば、得点法評価が適しているといえるはずである。
- 10

- この高コスト体質となった日本が国際競争力を維持していくためには、人材運用の無駄を徹底的に廃止するとともに、世界の他の国々には考えられない、または作ることができない商品を次々と開発していくことが不可欠である。そのためには、以上のような独創性や創造力を最大限生かせる経営体質が必要となってくるのである。また、人材の活用という点では、相対的に稀少となってくる男子若年労働者のみに頼ることなく、比較的供給の多い中高年労働力や女子労働力を生かす方がコストが安く、生産性が高くなるという可能性にも着目しなければならない。中高年労働力については、従来まで若年労働者の育成ばかりが注目され、中高年の能力が陳腐化する傾向にあった。中高年の活用については、これからまだまだ模索していく余地がある。女子労働力については、家庭と両立できるようにするための社会的インフラや法制度の構築といった環境整備を今後積極的に行っていく必要があると言えるだろう。最後に付け加えておくと、パートタイマーの正規化が考えられる。この具体例としてオランダの90年代の労働政策をあげる。オランダにおけるパートタイム労働とは、週35時間未満の労働と定義されていて、雇用契約は基本的に常勤契約であり、年金制度にも加入している。日本でいえば、労働時間が短い正規雇用者ということができ、派遣や臨時雇用とは異なる存在である。高失業率に悩んだ80年代のオランダは労使間で、労組はパートタイム労働促進に賛成する、企業はパートタイム労働に対する差別を止めるという合意が形成された。この結果、失業率は2%台まで低下し、ライフ
- 15
- 20
- 25
- 30

スタイルに合わせた働き方が可能になり、企業側としては職場の活性化による生産性の上昇が、そして政府は失業率の低下、更には世帯所得が増え、消費増加で税収がアップなどのメリットがみられた。これはワークシェアリングの一種とも考えることができるのではないだろうか。従来の時間短縮のみのワークシェアリングではなく、オランダのように発

5 想を転換してパートタイムを促進することが必要である。

第3節 最後に

以上のように、労働市場ではセーフティーネットを構築することによって失業率上昇の一因であるデフレ解消の一助になるといった面もでてくる。もちろん失業率上昇を阻止するにはそれだけにとどまらず、財市場面、金融市場面から見て GDP を上昇傾向に向けることが必要である。それは証券市場の活性化のための税制の優遇措置や、不良債権処理を迅速に進めること、新興産業へのスムーズな労働転換などがあげられるのではないだろうか。つまり、財市場、金融市場、労働市場から見た複合的な政策をとらなければ、失業率

10 15 の上昇を阻止することはできない。

これまでセーフティーネットに連結する制度改革がなぜ不可欠なのかについて連筆してきた。財市場・金融市場・労働市場といった本源的生産市場におけるセーフティーネットの再構築が制度改革の起点となる。そこでセーフティーネットが必要となる根拠は本源的生産要素の市場化の限界にあるからである。これらの市場の変化あるいは社会の変化によって機能不全に陥っているセーフティーネットを張り替え、それに連結して制度やルールを組替えてゆく事つまり、各市場におけるセーフティーネットを構築することによって本来「市場競争」の世界に存在する「信頼」や「協力」の制度、相互信頼の制度を前提とする「協力の領域」をとりもどし、「市場競争の領域」をうまく機能することが必要である。そして、バブル期から今日に至るまでに行われてきた、市場原理的な政策と、無節操な公的資金投入を繰り返した結果、デフレが深刻化し、長期停滞から抜け出し、失業や年金不足といった将来不安を解消するためには、セーフティーネットを張り替え、大胆な制度改革につなげていくことが不可欠である。

20 25

参考文献

第1章 財市場

- ・「現代財政入門」 吉田震太郎 著 同文閣
- 5 ・「日本をどう変えるのか」 正村公宏 NHK ブックス
- ・「希望の島への改革」 神野直彦 NHK ブックス
- ・「現代経済学」 小口登良 多賀出版
- ・「セーフティーネットの政治経済学」金子勝 ちくま新書
- ・「景気と経済政策」 小野善康 岩波新書
- 10 ・「財政構造改革」小此木潔 岩波新書
- ・「imidas2001」 集英社
- ・朝日新聞 関連記事
- ・読売新聞 関連記事
- ・日本経済新聞 関連記事

15 第2章 金融市場

- ・週間エコノミスト 4月16日号
- ・週間ダイヤモンド 9月30日号
- ・「平成不況10年史」 吉田和男 PHP 新書
- ・「金融システムの未来」 堀内昭義 岩波新書
- 20 ・「図説 貸し渋りに克つ経営」 岡内幸策
- ・「金融」 大橋英吾ら
- ・「よくわかる貸し渋りのメカニズム」 行本康文
- ・「セーフティーネットの政治経済学」 金子勝 ちくま新書
- ・「日本をどう変えるのか」 正村公宏 NHK ブックス
- 25 ・日本経済新聞 各日参照
- ・金融庁 HP

第3章 労働市場

- ・「平成12年度経済白書」
- ・「日本経済新聞」
- 30 ・「セーフティーネットの政治経済学」 金子勝 ちくま新書

・「日本の雇用」 島田晴雄

・「雇用改革の時代」 八代尚宏著

金融市場 <図・表>

図 1



5

10 図 2

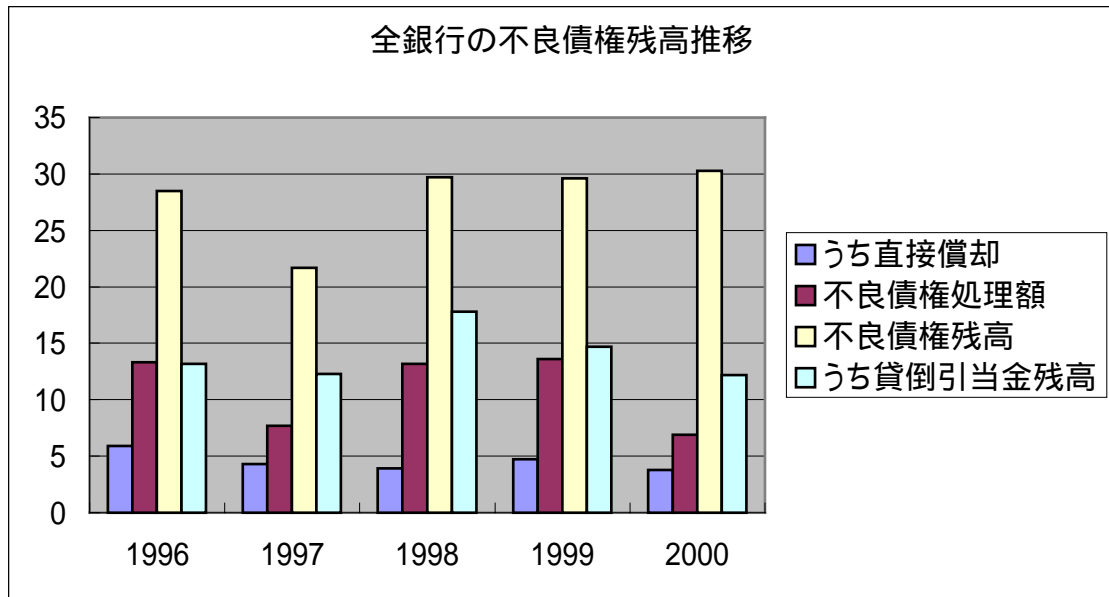


図 3

5

